

令和四年六月二十一日受領
答弁第一〇二二号

内閣衆質二〇八第一〇二号

令和四年六月二十一日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員城井崇君提出貸与型奨学金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出貸与型奨学金に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、独立行政法人日本学生支援機構の第二種学貸与金については、教育の機会均等に寄与することを目的として、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与を行うものであることから、お尋ねの「所得制限を撤廃」することについては、慎重な検討が必要と考えている。